

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人 藹々 行動計画

女性の管理職を増やし、仕事と家庭の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：管理職に占める女性比率50%以上の維持を目指す。

〈対策〉

- ① 令和8年4月～女性の役職比率を掲示し、女性が活躍している現状を周知し啓発する。
- ② 令和8年12月～昇給基準の見直しを行う。
- ③ 令和9年4月～令和8年12月の昇給基準の見直し基準をもとに検討を行う。
・上記①②③の順に継続的に啓発し、女性の役職比率50%以上の維持を目指す。

目標2：労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数7日以上を目指す。

〈対策〉

- ① 令和8年4月～有給休暇日数の平均と個別有給休暇実績を調査する。
- ② 令和8年5月～個別取得実績が少ない職員に対して聞き取りを行う。
- ③ 令和8年6月～有給習得しやすい環境を検討し、有給取得に関する啓発を定期的に行う。
- ④ 令和9年4月～令和8年4月～令和9年3月までの12カ月間の有給取得実績の調査を行う。
- ⑤ 令和10年4月～令和9年4月から令和10年3月までの12カ月間の有給取得実績の調査を行う
・上記の①②③④⑤の順に継続的に啓発し、有給取得率の向上を目指す。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性労働者の割合 50% (令和8年4月1日現在)